

農畜産業機械等リース支援事業実施要綱

〔 2 2 生 畜 第 2 4 4 8 号
平成 2 3 年 4 月 1 日
農林水産事務次官依命通知 〕

改正 平成23年 8 月 31 日 23生産第4223号

最終改正 平成24年 4 月 6 日 23生畜第2811号

第 1 事業の目的

近年、農畜産物価格が低迷しているにもかかわらず、生産コストが上昇し、農業の収益性の低下を招いている。

このことを踏まえ、生産コストの低減や生産方式の合理化、農業経営の効率化等を図るために、購入する場合に比べて資金運用の効率化、物件の陳腐化の回避等のメリットがあるリース方式での農業機械等の導入を促進することを支援し、もって農畜産物の生産性の向上を図ることとする。

第 2 事業の構成

本事業は、次に掲げるⅠからⅢまでの事業（型）により構成されるものとし、それぞれの趣旨、事業内容、事業実施主体、採択要件、事業実施期間、事業実施手続、補助率、実施状況の報告及び事業実施結果の評価等は、それぞれ別表 1 から別表 3 までに定めるとおりとする。

- Ⅰ 農畜産業機械等リース支援事業（地域作物支援型）
- Ⅱ 農畜産業機械等リース支援事業（施設園芸省エネ設備導入型）
- Ⅲ 農畜産業機械等リース支援事業（畜産新規就農支援型）

附 則

- 1 この要綱は、平成24年 4 月 6 日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、農畜産業機械等リース支援事業（畜産新規就農等支援型）実施要綱（平成22年 4 月 1 日付け21生畜第2084号農林水産事務次官依命通知。）は廃止する。
- 3 2 による廃止前の農畜産業機械等リース支援事業（畜産新規就農等支援型）実施要綱に基づき平成22年度に事業を実施した者による当該事業の継続実施については、なお従前の例による。
- 4 平成22年度に実施された 3 の事業に係る実施状況報告については、なお従前の例による。